

共同受信施設への経費助成業務等の実施について

地上デジタルテレビ放送の普及を視聴者等の負担の増大を抑制しながら効率的に推進し、電波法に規定する期限までに円滑にアナログテレビ放送を終了するための 2 業務を放送法第 9 条第 2 項第 8 号に規定する「放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務」として行うこととしたい。

本業務は同条第 10 項の規定により総務大臣の認可事項とされていることから、実施する業務の対象施設の要件や助成額等を別紙①、②の認可申請書に記載のとおり定めることとし、同申請書により総務大臣に認可を申請することとしたい。

については、定款第 13 条第 1 項第 1 号ニの規定により議決を得たい。

実施する業務の概要は次のとおり。

1 地上デジタルテレビ放送の難視聴地域における共同受信施設への経費助成業務

本業務は、地上デジタルテレビ放送の難視聴地域において、共同受信施設によって地上デジタルテレビ放送を受信しようとする場合について、当該施設の共聴組合に対し、地上デジタルテレビ放送を安定的かつ継続的に受信できるように施設を整備し又は維持する経費の一部を助成する業務である。

2 日本放送協会の共同受信施設等が不要となる場合の代替手段への移行円滑化助成業務

本業務は、NHK 共聴等において、当該 NHK 施設の組合員等が他のケーブルテレビ等に移行して視聴することにより、組合員が皆無となり当該施設のデジタル化改修等が不要となる場合について、移行の態様に応じて、共同受信施設の組合等に対し、移行の円滑化のために必要な経費の一部を助成する業務である。

(なお、本件は 11 月 12 日の総務省電波監理審議会で諮問・答申される見込み)